

公正で信頼される医療事故調査制度の確立を 求める署名にご協力下さい！

医療事故調査制度が法制化されました！

医療事故を減らしていくため、2014年6月18日、医療事故調査制度が法制化されました。制度は2015年10月からスタートします。スタートに先立ち、運用ガイドラインを作成する予定です。この制度では、医療事故が起こった場合、医療機関が院内で事故調査を行い、その結果に納得がいかない場合には、第三者の医療事故調査機関に調査を求めることができます。

第三者医療事故調査機関の創設、医療事故調査体制の確立を求めてきた私たちとしては、この動きを評価しています。

公正で信頼される制度になるかは運用次第

しかし、制度の中身はまだ決まっていません。適切に運用されなければ、医療事故を減らすことにも、患者・家族への公正な対応にもつながりません。

現在厚労省で「医療事故調査制度の施行に関する検討会」で議論されていますが、医師が罰せられないことばかり声高に求める委員が複数おり、公正さの確保はおろか、原因究明・再発防止もできない制度になってしまう危険があります。

裏面の重要課題が実現され、公正で信頼される制度にするため、皆様のご協力をお願い致します。

以下の目的・性格をそなえた、

公正で信頼される医療事故調査制度の確立を求める 署名にご協力下さい！！

目 的

医療事故の原因を究明して、再発防止を図り、
医療事故にあった患者・家族への公正な対応を目的としたもの

性 格

公正中立性：中立の立場で、手続と調査内容が公正であること
透明性：公正中立に調査が行われていることが外部からみて明らかなこと
専門性：事故分析の専門家によって、原因究明・再発防止を図ること
独立性：行政処分・刑事処分などを行う部署から独立していること
実効性：医療安全体制づくりに、国が十分な予算措置を講じること

署名要請団体：医療版事故調推進フォーラム

E-mail：info@ijc-forum.com ホームページ：<http://www.ijc-forum.com/>

署名送付先 〒179-0081 東京都練馬区北町 2-29-13 森ビル 2階 きのした法律事務所 内

【公正で信頼される医療事故調査制度にするための重要課題】

1. 届出・調査対象の範囲

届出を要し事故調査対象となる範囲 = 「事案の発生を予期しなかったものに限る」

- * 届出の判断を医療機関の管理者や関係する医療者だけである場合、大半の事案が合併症として届出されないのではと懸念する
- * 再発防止のためには、明確な基準や具体例などを示して多くの事案が報告されるようにすべきである

2. 事件事案につき相談できる窓口の設置、適切な調査対象事案の選択

- * 医療機関が届出しない事例や医療機関の管理者による意図的な事故隠しを少なくするために、遺族や病院職員が第三者機関に相談ができる窓口を設ける
- * 第三者機関が精査して調査が必要と判断した場合は、医療機関に調査を要請する仕組みを組み入れる

3. 遺族への説明・報告

- * 事故直後、遺族にカルテ等の資料を渡し、事実を共有する
→ そして、遺族の思いや疑問点を丁寧に聴取する
- * 調査報告書を遺族に渡して、しっかり説明し、理解・納得を得る

4. 調査メンバー

- * 調査・運営に医療事故被害者で医療事故の再発防止に取り組む者等の参加が必須
- * 医療者以外の参加が必須（事故調査分析・システム担当の専門家など）

5. 調査の仕組み

- * 偏った調査とならないよう、
都道府県単位ではなく、もっと広いエリアをカバーする調査体制を敷く
- * 利益相反の防止、調査分析の均一性の早期確立が必要

6. 調査費用：公的な費用投入

医療事故調査制度の目的は、日本の医療安全と質の向上に資するための事故調査・再発防止をすること

- * 医療事故調査制度と第三者機関の運営に、公的費用補助を行い、国として医療事故防止に真剣に取り組む
- * 院内事故調査は公的補助を行い、医療機関に全負担を求めない
- * 遺族の負担する費用は、当初は無料として開始すべき